

# 阿南市における圏域別介護保険事業分析

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる社会基盤を整備するための高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっています。

本市では、地理的状況・人口・校区・交通事情・住民の生活形態・地域の特性などを総合的に勘案して、5つの日常生活圏域を定めています。

圏域	町名									
東部	富岡	学原	日開野	七見	領家	住吉	原ヶ崎	西路見	出来町	豊益
	福村	畷	黒津地	向原	辰己	宝田	上中	柳島	横見	
中部	才見	中林	見能林	大瀧	津乃峰	橘	阿瀬比	山口	桑野	内原
西部	長生	上大野	中大野	下大野	楠根	熊谷	吉井	加茂	深瀬	十八女
	水井	大井	大田井	細野						
南部	新野	福井	椿	椿泊						
北部	伊島	那賀川	羽ノ浦							

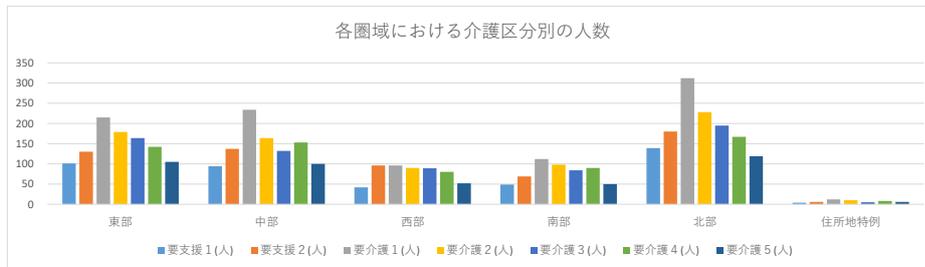
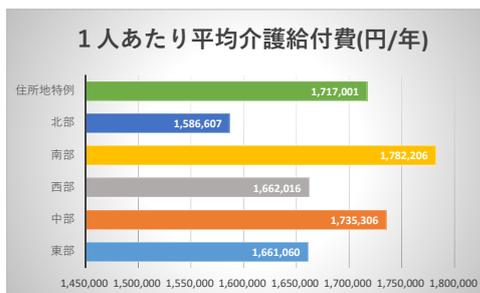
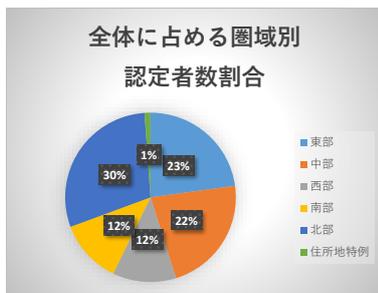
## 圏域別介護保険事業実施状況及び事業実績

圏域等	被保険者数(人)	被保険者平均年齢(歳)	認定者数(人)	認定率	要支援1(人)	要支援2(人)	要介護1(人)	要介護2(人)	要介護3(人)	要介護4(人)	要介護5(人)	サービス受給者数(人)	1人あたり平均介護給付費(円/年)
東部	5,496	76.92	1,036	18.85%	101	130	215	179	164	142	105	810	1,661,060
中部	5,373	77.04	1,014	18.87%	94	137	234	164	132	153	100	757	1,735,306
西部	2,670	77.05	545	20.41%	42	96	96	90	89	80	52	437	1,662,016
南部	2,811	77.57	552	19.64%	49	69	112	98	84	90	50	427	1,782,206
北部	7,184	76.61	1,340	18.65%	139	180	312	228	195	167	119	1,064	1,586,607
住所地特例	61	82.97	51	83.61%	4	6	12	10	5	8	6	48	1,717,001
阿南市合計	23,595		4,538		429	618	981	769	669	640	432	3,543	

※『被保険者数』『被保険者平均年齢』『認定者数』『認定率』『介護区分』については、令和6年9月1日時点の情報に基づいています。

※『サービス受給者数』『1人あたり平均介護給付費』については、令和5年3月から令和6年2月までの給付実績に基づいています。

※『住所地特例』とは、「施設に入所する場合には、住民票のある市町村から住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み」を指します。



## 阿南市における圏域ごとの特徴

圏域等	特徴
東部	圏域内において、最重度である要介護区分5である認定者数の割合が10.1%と、他圏域と比較して最も多い割合であるものの、最軽度である要支援1の認定者数割合が9.7%と他圏域と比較しても多い割合であり、要介護区分4の認定者数割合も13.7%となっており、他圏域と比較して突出して高い数値でないことから、1人あたりの平均介護給付費は全圏域内においても中間値となっていると考えられる。
中部	圏域内において、認定区分が比較的軽度な認定者(要介護4及び要介護5)の割合は約25.0%と高い数値であり、要介護区分4の認定者数が要介護区分3の認定者数を約2%上回っていることもあり、他圏域と比較して1人あたりの平均介護給付費が高い数値となっていると考えられる。
西部	認定率が約20%、サービス受給率が約80%であり、どちらも全圏域と比較して最も高い数値となっている。圏域内に占める要支援2～要介護区分4の認定者数割合はどの区分においても14%～17%内に収まっており、他圏域と比較しても軽度・重度の認定者数割合に高低がなく、ほぼ均一となっていることから、認定率及びサービス受給率が比較的高い数値であるものの、1人あたりの平均介護給付費は全圏域内においても中間値となっていると考えられる。
南部	圏域内において、認定区分が比較的軽度な認定者(要支援1～要介護区分1)の割合が約42%と他圏域と比較して最も低い。反面、圏域内において、認定区分が比較的軽度な認定者(要介護区分4及び要介護区分5)の割合は約25.4%と他圏域と比較して最も多かった。このことが、圏域別における1人あたりの平均介護給付費が最大値であったことに影響していると考えられる。
北部	認定者数の割合が全体の約30%と、圏域単位では最大である。圏域内において、認定区分が比較的軽度な認定者(要支援1～要介護区分1)の割合が約47%と他圏域と比較して最も多かった。反面、認定区分が比較的軽度な認定者(要介護区分4及び要介護区分5)の割合は約21%と他圏域と比較して最も少なかった。このことが、圏域別における1人あたりの平均介護給付費が最小値であったことに影響していると考えられる。
住所地特例	基本的には施設入所者が該当するため、1人あたりの平均介護給付費が高い数値となる。